

令和8年度滋賀県立高等養護学校入学者選考要項

令和8年度における滋賀県立高等養護学校（以下「県立高等養護学校」という。）の入学者の選考は、この要項の定めるところによる。

1 募集および選考を実施する学校

学校名	学科名	募集定員	
滋賀県立北大津高等養護学校	しごと総合科	16 人	合計 72 人
滋賀県立長浜北星高等養護学校	しごと総合科	16 人	
滋賀県立甲南高等養護学校	しごと総合科	24 人	
滋賀県立愛知高等養護学校	しごと総合科	16 人	

2 出願資格

次の全てに該当する者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）もしくは特別支援学校中学部（以下これらを「中学校等」という。）を卒業（修了を含む。以下同じ。）する見込みの者または中学校等を卒業した者
- (2) 知的障害があり、日常生活での行動および公共交通機関等を使つての通学のいずれもが独力で可能な者
- (3) 入学志願者（以下「志願者」という。）およびその保護者等（親権者または未成年後見人をいう。）が県内に居住する者（滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号）第11条の4の規定に基づく許可（以下「特別出願許可」という。）を受けた者を含む。）

3 出願

県立高等養護学校への出願は、1人1校とする。

なお、出願校の入学許可予定者とならなかった場合に、入学許可予定者数が募集定員に満たない他の県立高等養護学校への出願をあらかじめ希望することができる。

4 出願手続

(1) 出願期間等

ア 令和7年11月25日（火）から令和7年11月27日（木）までとする。

イ 受付時間 午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、「書留」または「簡易書留」扱いとし、令和7年11月25日（火）または令和7年11月26日（水）の消印があるものに限り受け付ける。

なお、郵送の場合、志願者が在学しているまたは卒業した中学校等の校長（以下「中学校長」という。）は、郵送した時点で、出願する県立高等養護学校の校長（以下「出願先校長」という。）宛てに電話連絡をすること。

(2) 受付場所

出 願 校	出 願 書 類 提 出 先
滋賀県立北大津高等養護学校	〒520-0246 電話077-574-7900 大津市仰木の里一丁目23-1 滋賀県立北大津高等養護学校
滋賀県立長浜北星高等養護学校	〒526-0036 電話0749-62-0920 長浜市地福寺町3-72 滋賀県立長浜北星高等養護学校
滋賀県立甲南高等養護学校	〒520-3301 電話0748-86-8401 甲賀市甲南町寺庄427 滋賀県立甲南高等養護学校
滋賀県立愛知高等養護学校	〒529-1331 電話0749-49-4000 愛知郡愛荘町愛知川102 滋賀県立愛知高等養護学校

(3) 出願書類

志願者は、下記アからエまでに掲げる書類を、中学校長を経て、出願先校長に提出しなければならない。

ア 入学願書（様式高養第1号）

イ 受検票（様式高養第2号）

令和8年3月に滋賀県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を受検票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けなければならない。

ウ 意向確認書（様式高養第4号）

出願校の入学許可予定を受けられない場合に、入学許可予定者数が募集定員に満たない他の県立高等養護学校への出願を希望するか否かを記入し、希望する場合は、その県立高等養護学校名を記入すること。

提出に当たっては、所定の封筒に氏名を明記し、封をすること。なお、意向確認書の出願希望の有無は、出願した県立高等養護学校の選考結果に影響しない。

エ 滋賀県立特別支援学校特別出願に係る許可書

特別出願許可を受けようとする者は、滋賀県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の許可を受け、特別出願許可を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

中学校長は、志願者が当該県立高等養護学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、下記オおよびカの書類を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先校長に提出するものとする。

オ 個人調査報告書（様式高養第3号）

(ア) 中学校等を卒業した者にあつては、指導要録に準拠して記入したもの

(イ) 令和8年3月に中学校等を卒業見込みの者にあつては、指導要録の様式により最終学年における現況を記入したもの

カ 受検票返信用封筒（郵送による出願の場合）

(ア) 返信用封筒（長形3号）には基本料金に書留料金を加算した分の切手を貼り付

けること。

(イ) 中学校等を卒業した者にあつては、志願者の住所および氏名を明記すること。

(ウ) 令和8年3月に中学校等を卒業見込みの者にあつては、在籍する学校の住所および校長名を明記すること。

(4) 出願書類の交付

入学願書、個人調査報告書等の用紙は、各滋賀県立特別支援学校および滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）において交付する。

郵送で交付を希望する場合は、返信用封筒（角形2号の封筒に請求人の住所および氏名を明記し、基本料金分の切手を貼ったもの）を同封して、特別支援教育課宛てに請求すること。

(5) 願書の受付

出願先校長は、(3)の出願書類の提出を受けたときは、書類が整っていることを確認し受け付け、受検番号を付した受検票を交付する。

郵送による出願の場合は、令和7年12月3日（水）までに下記により受検票を交付する。

ア 中学校等を卒業した者に対しては、志願者に送付するものとする。

イ 中学校等を卒業見込みの者に対しては、在籍する中学校長に送付するものとする。

(6) 進学相談

志願者は、7月に行われる障害の状況の確認、進路等についての事前相談を、志願する県立高等養護学校にて受けるものとする。

なお、所定の進学相談を受けていない志願者にあつては、令和7年11月5日（水）午後4時までに志願する県立高等養護学校または特別支援教育課へ申し出なければならない。

5 入学許可予定者の選考および選考結果の発表

(1) 選考日時 令和7年12月6日（土）午前9時から

(2) 選考場所

各出願先県立高等養護学校

(3) 日程および内容

9:00 ～9:10	9:15 ～9:50	休 憩	10:05 ～10:40	休 憩	10:50 ～11:00	11:00 ～12:20	昼 食	13:00 ～17:00
出欠確認 諸注意	学力検査 (国語)		学力検査 (数学)		集団面接 実技検査 説明	集団面接 実技検査		集団面接 実技検査
10分	35分		35分		10分	集団面接 (10分) 実技検査 (30分)		集団面接 (10分) 実技検査 (30分)

(4) 選考の方法

出願先校長は、(3)の学力検査、集団面接および実技検査の結果ならびに個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して選考を行うものとする。

(5) 入学許可予定者の発表

- ア 入学許可予定者の発表は、令和7年12月17日（水）午前9時に出願先県立高等養護学校にて行うものとする。
- イ 出願先校長は、入学許可予定者に決定通知書を交付するものとする。
- ウ 決定通知書の交付を受けた者は、当該県立高等養護学校に入学するものとする。

6 追検査

(1) 対象者

インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で選考当日に面接および学力検査等のすべてを受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望するもの

(2) 申請期日

受検希望者は、令和7年12月8日（月）の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て出願先校長に、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

(ア) 県立高等養護学校入学者選考追検査受検申請書（様式高養追第1号）

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確にわかるもの

イ 申請手続は、各出願先県立高等養護学校で行うものとし、郵送による手続は認めない。

ウ 追検査の受検希望の報告を受けた出願先校長は、すみやかに特別支援教育課に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、出願先校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

(4) 日程および内容

9:00 ～9:10	9:15 ～9:50	休 憩	10:05 ～10:40	休 憩	10:50 ～11:00	11:00 ～12:20	昼 食	13:00 ～17:00
出欠確認 諸注意	学力検査 (国語)		学力検査 (数学)		集団面接 実技検査 説明	集団面接 実技検査		集団面接 実技検査
10分	35分		35分		10分	集団面接 (10分) 実技検査 (30分)		集団面接 (10分) 実技検査 (30分)

(5) 選考の方法

出願先校長は、(4)の学力検査、集団面接および実技検査の結果ならびに個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して選考を行うものとする。

ア 選考日時

令和7年12月13日（土）午前9時から

イ 選考場所

各出願先県立高等養護学校

(6) 入学許可予定者の発表

- ア 入学許可予定者の発表は、5(5)に同じ。
- イ 出願先校長は、入学許可予定者に決定通知書を交付するものとする。
- ウ 決定通知書の交付を受けた者は、当該県立高等養護学校に入学するものとする。

7 入学許可予定者数が募集定員に満たない場合の選考

入学許可予定者数が募集定員に満たない県立高等養護学校において、次のとおり選考を行うものとする。

- (1) 出願先県立高等養護学校の入学者選考において入学許可予定者とならなかった者のうち、意向確認書で出願時点にあらかじめ入学許可予定者数が募集定員に満たない県立高等養護学校への出願を希望した者を対象とする。

(2) 選考期日等

- ア 選考期日は、令和7年12月24日(水)とする。
選考時間 9:00 ~ 9:20 出欠確認、一般注意
9:20 ~ 9:30 休憩
9:30 ~ 面接
- イ 選考場所は、入学許可予定者数が募集定員に満たなかった県立高等養護学校とする。
- ウ 選考の方法は、面接の結果を資料とし、5(4)(追検査を受検した者にあつては6(5))に掲げる資料を参考として選考を行うものとする。

(3) 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和7年12月26日(金)午前9時に、上記(2)イの選考場所において行うものとする。

8 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときには、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

9 その他

- (1) 特別出願許可を受けようとする者は、令和7年11月5日(水)までに特別支援教育課(大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4643)に申し出ること。
- (2) 出願先校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。